

関島社会保険労務士事務所便り

2015年
1月号

社会保険労務士・行政書士

関島 康郎

〒125 - 0041

東京都葛飾区東金町2 - 7 - 12

電話：03 - 3609 - 7668

HP: <http://www.srseki.info>



関心が高い「ブラック企業」のキーワード

◆「ブラック企業」は重要なキーワード

2013年の流行語大賞にも選出された、「ブラック企業」という言葉。明確な定義があるものではありませんが、ブラック企業対策プロジェクトでは一応、「異常な長時間労働やパワーハラスメントなど劣悪な労働条件で従業員を酷使するため、離職率も高く、過労にともなう問題等も起きやすい企業のこと」との定義付けを行っています。

一時は毎日のようにメディア等で目にしたキーワードですが、最近はそうしたことも少なくなくなり、一時期の流行は去った感を持っている方も少なくありません。

しかし、日本労働組合総連合会（連合）が行った調査で、4人に1人が「勤務先はブラック企業である」と感じており、特に20代ではこの割合が3人に1人となることがわかりました。

「ブラック企業」は、まだまだ関心が高いキーワードであることがうかがえます。

◆「ブラック認定」されるポイントは？

同調査は、それぞれの労働者が「自分の勤務先がブラック企業であると考えているかどうか」を問うものであり、客観的な指標をもとにブラック認定を行うものではありませんが、ハラスメントの考え方と同様、労働者個々が「勤務先がブラック企業である」と考えているというのは、「ブラック企

業のような働き方をされている」と感じているということであり、働き方等を考えるうえで大きなポイントとなります。

この点、同調査によると、勤務先がブラック企業だと思う理由の上位は「長時間労働が当たり前」、「仕事に見合わない低賃金」、「有給休暇が取得できない」、「サービス残業が当たり前になっている」...等となっています。

労務トラブルの発生を防ぐという観点からは、これらの要因をいかになくしていくかが検討されるべきです。

◆転職先探しでも重視される

また、転職意向がある人に転職先を探す場合に重視するポイントを尋ねたところ、3人に1人は「ブラック企業などの悪い噂（がないか）」を重視すると回答しています。

人材不足時代にあって、採用活動が成功するかどうかは「ブラック企業と認識されていないこと」が重要なポイントとなってくると言えそうです。

まだまだ労務管理上、「ブラック企業」というキーワードには注視が必要です。



1月から「高額療養費」の自己負担限度額が変更

所得区分が細分化されての負担減と負担増

◆医療費が高額になったら…

怪我や病気がひどく、医療費が高額になってしまった場合、申請により一定の金額（自己負担限度額）を超えた分が後から払い戻される健康保険の制度が、「高額療養費制度」です。

また、事前に医療費が高額になることがわかる場合には、「**限度額適用認定証**」というものを提示して、支払時に減免された額だけ支払えば済む方法もあります。

◆制度のポイント

払い戻しは、病院等から提出される診療報酬明細書（レセプト）の審査を経て行われますので、診療月から3カ月以上はかかるのが通常です。また、申請時には病院等の領収書が必要になります。申請書の提出先は、全国健康保険協会または加入している健康保険組合です。

なお、他の家族（被扶養者）が同じ月に病気やけがをして医療機関にかかった場合

や、1人が複数の医療機関で受診した場合などは、自己負担額を世帯で合算することができますので、確認するとよいでしょう。

さらに、高額療養費を受けた月が、直近12カ月間に3回以上あったときは、4回目からは自己負担限度額が低減されます（多数回該当の制度）ので、その点も確認しておきましょう。

◆自己負担限度額の見直し

これまで70歳未満の被保険者等に係る自己負担限度額については、所得区分が3段階に分かれていましたが、今般この区分が5段階に細分化されます（平成27年1月診療分より）。**重要なことは標準報酬26万円以下のところで、これまで8万円を超えていた上限額が5万7600円になったことです。**

自己負担限度額は、年齢（70歳未満の人、70歳以上75歳未満の人）と所得により区分されています（70歳以上75歳未満の人については、今回は変更ありません）。

| 平成26年12月迄の所得区分 | 自己負担限度額 | 多数該当 |
|------------------------------------|-----------------------------|---------|
| ①区分A (標準報酬月額53万円以上の方) | 150,000円+(総医療費-500,000円)×1% | 83,400円 |
| ②区分B (区分Aおよび区分C以外の方) | 80,100円+(総医療費-267,000円)×1% | 44,400円 |
| ③区分C (低所得者) (被保険者が市区町村民税の非課税者等) | 35,400円 | 24,600円 |



| 平成27年1月からの所得区分 | 自己負担限度額 | 多数該当 |
|---|-----------------------------|----------|
| ①区分ア (標準報酬月額83万円以上の方) | 252,600円+(総医療費-842,000円)×1% | 140,100円 |
| ②区分イ (標準報酬月額53万~79万円の方) | 167,400円+(総医療費-558,000円)×1% | 93,000円 |
| ③区分ウ (標準報酬月額28万~50万円の方) | 80,100円+(総医療費-267,000円)×1% | 44,400円 |
| ④区分エ (収入約370万円・国保所得210万以下で⑤除く) (標準報酬月額26万円以下の方) | 57,600円 | 44,400円 |
| ⑤区分オ (低所得者) (被保険者が市区町村民税の非課税者等) | 35,400円 | 24,600円 |

三六協定の不備は刑事告発の対象事項 不備是正のチェックポイント

◆労働時間と休日の大原則

労働基準法第 32 条は、「使用者は、原則として 1 日 8 時間、1 週間 40 時間を超えて労働させてはならない」ことを定めています。また、第 35 条では、使用者は、「労働者に対して、毎週少くとも一回又は 4 週 4 日以上の日を休ませなければならない」ことを定めています。

但し、第 36 条で、労働者の過半数を代表する代表者又は労働組合と労使協定（36 協定）を締結し、労働基準監督署に届出た場合は、法定の労働時間超え、又は休日に労働させることができます。

法定の労働時間超えて勤務させるときや休日に勤務させる場合は、三六協定が締結され、届出がなされていることが前提になっています。

◆三六協定の不備の典型

東京労働局が 2013 年度、脳・心臓疾患や精神疾患を発生させたとして労災請求が行われた事業所を立ち入り調査したところ、7 割の事業所で次のような違法な時間外労働を行わせていたと発表しています。

- ① 三六協定を作成していない・労基署に届けていない
- ② 三六協定の従業員代表の選出過程がずさん
- ③ 時間外労働が三六協定で定めた限度時間を超えている

三六協定の不備は刑事告発される案件であることを認識しておく必要があります。

◆労基署による刑事立件

近時、三六協定の限度時間を超えて労働させたとして法人の代表者が下表のように刑事立件されるケースが相次いでいます。労基署が厳しい対応をしているようになってきました。

また、未払い残業を問題とし、一人でも加入できる地域ユニオン等が刑事告訴や告発してくることが多く、有罪となると**許認可事業を営んでいるときは、社長に前科が付くことになり、事業継続さえ困難になります。**

◆三六協定不備を是正するチェックポイント

1 従業員代表の選出手続き

- 管理監督者が従業員代表になっていない。
- 従業員代表の選出が民主的な方法で行われている。（朝礼での挙手、回覧による同意取り付け、社内一斉メールでの異議申し出の方法でも構わない）

2 三六協定の記載内容

- 有効期間を記載し、期間が経過する都度、新たに締結している。
- 延長時間が限度時間（1 か月 45 時間等）内であり、これを超える場合には、特別条項付協定としている。

3 三六協定の届出

- 事業場ごとに三六協定を届出ている

4 限度時間を超えない労働時間管理

- 労働時間が限度時間を超えていない
- 黙示の命令による時間外労働時間がないよう管理している。

2014 年、労基法 32 条（法定労働時間）違反を理由に刑事立件された例

| 管轄 | 三六協定の限度時間 | 労基署が認定した実際の時間外労働時間 | 捜査・立件のきっかけ | 労基法 32 条違反で送検された者 |
|----------------|-----------------------------|-------------------------|--|-------------------|
| ①大阪・西野田 労基署 | 特別条項付 月 60 時間 | 月 101 時間 | 調理人が勤務中に脳疾患で死亡 | ホテル（法人）とホテルの総支配人 |
| ②兵庫・西宮 労基署 | 月 40 時間 日 4 時間 | 月 62 時間～77 時間 | ゴルフクラブのスタッフが勤務中急性心停止で死亡 | ゴルフ経営会社と総支配人及び支配人 |
| ③富山・高岡 労基署 | 特別条項付 月 100 時間 日 4 時間 | 月 130 時間 日 9 時間 30 分 | 労基署の定期点検の際にタイムカードから発覚。過去にも是正指導を受けていたが改善なし。 | 会社と代表取締役社長及び部長 |

●国税・年金保険料等の納付 ネットで可能に

政府は、2017年から自営業者や農家などを対象に、クレジットカードを使ってネット上で国税や年金保険料を納付できるようにする方針を明らかにした。2016年にスタートする「マイナンバー制度」とも連携させ、自身のマイナンバー関連情報を閲覧できるサイト「マイ・ポータル」に決済機能をつける。(12月26日)

●求人票記載の労働条件「実態と相違」約4割

厚生労働省が、全国のハローワークに寄せられた求人票に関する苦情9,380件を調べたところ、約4割(3,815件)で、求人票の記載内容と実際の労働条件が異なっていたことがわかった。賃金や休日等が実態より好条件であるかのように書かれているケース、「正社員募集」と書かれていたのに契約社員として雇われたケース等があった。同省は、求人票のチェックを強化していく方針。(12月25日)

●低所得後期高齢者の医療保険料軽減の延期

政府は、所得が少ない後期高齢者(75歳以上)の医療保険料を特例で軽減していた措置を、2017年4月に廃止する方向で調整に入ったことがわかった。本来の軽減幅は最大7割だが、現在は最大9割まで広げる特例措置がとられている。2016年4月から特例措置を廃止する予定だったが、参議院選挙(2016年夏)への影響等を考慮して1年先送りする。(12月22日)

●消費増税延期で15年度の子育て給付金中止

政府は、消費税率10%への引上げの延期に伴い財源の目途が立たなくなったことにより、2014年度に子育て世帯を対象に児童1人当たり1万円を支給した「子育て世帯臨時特例給付金」(子育て給付金)を、2015年度は中止する方針を固めた。低所得者向けの「臨時福祉給付金」(簡素な給付措置)は引き続き15年10月からの1年分として、1人6,000円を支給する方針。(12月19日)

●労働組合組織率が過去最低の17.5%に)

厚生労働省が2014年の労働組合基礎調査の結果を発表し、組織率(雇用労働者に占める組合員の割合)が今年6月末時点で17.5%となり、過去最低を更新したことがわかった。女性の組合員数が305万4,000人で前年より0.7%増加し、パートの組合員数は97万人で同じく前年比6.2%増となった。(12月17日)

●個人情報指針改正で業務委託先の監督強化

経済産業省は、個人情報保護ガイドラインを改正したと発表した。ベネッセホールディングス傘下のベネッセコーポレーションで大量の顧客情報が漏洩した問題を受けた措置で、個人情報を委託する外部業者への監督強化や、社内の安全管理体制の強化などを盛り込んだ。(12月12日)

●続く「企業の人手不足感」厚労省調査結果

厚生労働省が「労働経済動向調査」(平成26年第4四半期)の結果を発表し、企業の雇用過不足感について、正社員では14期連続、パートでは21期連続して不足超過となっていることがわかった。正社員では「運輸業、郵便業」「建設業」、パートでは「宿泊業、飲食サービス業」「医療、福祉」における人手不足感が、特に逼迫した状況となっている。(12月12日)

●ブラック企業に勤務「誰にも相談せず」46%

自分の勤務先がブラック企業だと感じながらも46%の人は誰にも相談していないことが、連合の調査で明らかとなった。勤務先がブラック企業と思うかとの問いに「思う」「どちらかといえばそう思う」と回答したのは20代が32.7%で最多、30代が30.5%で続いた。理由は「長時間労働が当たり前」(52.5%)、「仕事に見合わない低賃金」(46.3%)が上位に挙げられた。(11月30日)

●新入社員の自殺原因をパワハラと認定

消火器販売会社に入社後に男性(当時19歳)が自殺したのは上司のパワハラが原因であるとして、男性の父親が会社と当時の上司に損害賠償(約1億1,000万円)を求めていた訴訟の判決で、福井地裁は、会社と元上司に約7,200万円の支払いを命じた。未成年者に対するパワハラで自殺との因果関係が認定されたのは初めて。裁判官は「上司の発言は仕事のミスに対する指導の域を超えており、典型的なパワハラである」とした。(11月29日)

